

目次

第 1 章	総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章	組織（第 3 条・第 4 条）
第 3 章	職員組織（第 5 条・第 6 条）
第 4 章	研究科委員会（第 7 条）
第 5 章	学年、学期及び休業日（第 8 条－第 10 条）
第 6 章	標準修業年限及び在学年限（第 11 条・第 12 条）
第 7 章	入学（第 13 条－第 20 条）
第 8 章	教育課程、履修方法等（第 21 条－第 27 条）
第 9 章	休学等（第 28 条－第 34 条）
第 10 章	修了、学位及び資格（第 35 条－第 37 条）
第 11 章	賞罰（第 38 条・第 39 条）
第 12 章	研究生、研修生、科目等履修生及び外国人留学生（第 40 条－第 44 条）
第 13 章	授業料等（第 45 条）
第 14 章	雑則（第 46 条）
附則	

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 岐阜県立看護大学大学院（以下「本大学院」という。）は、看護学分野に関する学術の理論及び応用を教授研究し、専門看護師を含め、看護実践における高度の専門性を有し、指導的役割を果たすことのできる人材の育成を図り、もって地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学教育の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価）

第 2 条 本大学院は、恒常的に教育研究の維持向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する事項は別に定める。

第 2 章 組織

（課程）

第 3 条 本大学院に博士課程を置く。

2 博士課程は、前期 3 年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期 3 年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

（研究科、専攻及び定員等）

第 4 条 本大学院に研究科及び専攻を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

研究科	専 攻	課 程	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	12名	36名
		博士後期課程	2名	6名

第 3 章 職員組織

（職員）

第 5 条 本大学院に、学長、教授、准教授、助教、事務職員及び技術職員を置く。

2 本大学院に、前項に定める者のほか、講師その他の職員を置くことができる。

（研究科長）

第6条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する事項を掌理する。

第4章 研究科委員会

(研究科委員会)

第7条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科の授業を担当する教授をもって組織する。ただし、研究科長が、必要と認めるときは、研究科の授業を担当する准教授その他の職員を会議に参加させることができる。

3 研究科委員会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 前3項に規定するもののほか、研究科委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

一 前期 4月1日から9月30日まで

二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号までの休業日は、一年を通じ18週以内で学長が定める日とする。

3 学長は、第1項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

4 学長は、必要があると認めるときは、休業日においても臨時に授業を行う日を設けることができる。

第6章 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 博士前期課程の修業年限は3年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第12条 博士前期課程の学生は、5年を超えて在学することができない。

- 2 博士後期課程の学生は、5年を超えて在学することはできない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第18条又は第19条に基づき入学した学生は、第20条の規定により定められた在学すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

第7章 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第18条又は第19条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第14条 博士前期課程に入学することができる者は、保健師、助産師及び看護師並びに養護教諭として一定の実務経験を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位をされた者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (5) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって取得したと認めた者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - (7) 前各号に定める者のほか、本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 博士後期課程に入学することができる者は、保健師、助産師及び看護師並びに養護教諭として一定の実務経験を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
 - (4) 前各号に定める者のほか、本大学院において修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第15条 本大学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、指定の期日までに入学願書に入学検定料及び所定の書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第18条 本大学院に再入学することのできる者は、第33条の規定により本大学院を退学した者で再び入学を志願する者とする。

- 2 再入学を志願する者があるときは、学長が相当年次に入学を許可することができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、再入学について必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第19条 他の大学院に在学している者で、本大学院に転入学を志願する者があるときは、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転入学について必要な事項は、別に定める。

(再入学等の取扱い)

第20条 前2条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

第8章 教育課程、履修方法等

(教育方法)

第21条 本大学院の教育は、授業科目の授業、学位論文等の作成に関する指導（以下「研究指導」という。）により行うものとする。

2 大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第14条に基づく教育方法を行うにあたっては、夜間及び休業日に行うことができる。

(授業科目)

第22条 本大学院の授業科目、各授業科目別の単位数、履修方法等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第23条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、授業の方法に応じ、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(成績)

第25条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

(他大学院における授業科目の履修等)

第26条 学長が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

2 前項の規定により修得したとみなすことができる単位については、博士前期課程において15単位を限度として卒業要件単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 学長が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修授業科目について修得した単位（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、本大学院において修得した単位と他の大学院で修得した単位と合わせて15単位を超えないものとする。

第9章 休学等

(休学)

第28条 疾病その他特別の理由により引き続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学期間は、第12条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第30条 第28条の規定により休学した者は、休学の期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第31条 他の大学院への入学又は転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第32条 外国の大学院で修学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第12条に規定する在学年限に含めることができる。

3 第26条の規定は、外国の大学院へ留学する場合に準用する。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者について、除籍することができる。

(1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第12条に規定する在学年限を超えた者

(3) 第29条第2項に規定する休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第10章 修了、学位及び資格

(博士前期課程の修了要件)

第35条 博士前期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格し履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得した者に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 専門看護師コースにあつては、前項の修士論文の審査を課題研究レポートに代えるものとする。

3 第1項の場合において、当該博士前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

4 学長は、第1項の規定により修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(博士後期課程の修了要件)

第36条 博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格し履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得した者に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は、第1項の規定により修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位)

第37条 学長は、博士前期課程の修了を認定した者に対して、修士(看護学)の学位を授与する。

2 学長は、博士後期課程の修了を認定した者に対して、博士(看護学)の学位を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、学生として表彰に値する行為があつた者に対して、表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、本大学院の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なくして出席が常でない者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続きに関し必要な事項については、別に定める。

第12章 研究生、研修生、科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第40条 学長は、本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研究生として入学を許可することができる。

(研修生)

第41条 学長は、大学その他の団体からその所属する職員に特定の専門事項について研修をさせるため、本大学院に派遣の申出のあるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、研修生として入学を許可することができる。

(科目等履修生)

第42条 学長は、本大学院の一又は複数の授業科目の履修を志願する者がいるときは、本大学院の教育研究に支障のない場合に限り、科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第43条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者がいるときは、外国人留学生として入学を許可することができる。

(委任)

第44条 研究生、研修生、科目等履修生及び外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 授業料等

(授業料等)

第45条 入学検定料、入学金、授業料その他の費用に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 雑則

(雑則)

第46条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年7月15日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。